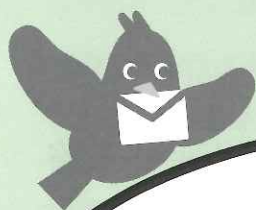


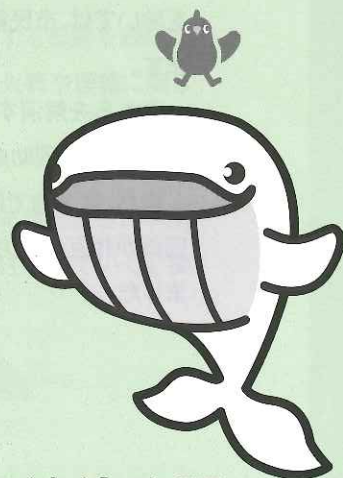
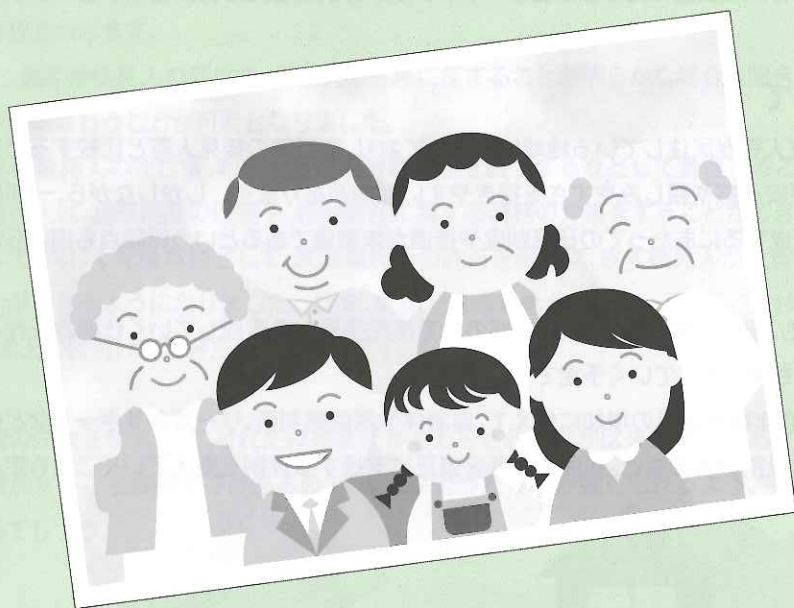
～あなたとともに成年後見を考える～

リーガルさぽーとにゅーす

2017年3月発行 <第15号>



今回は**成年後見制度**を
めぐる近時の動きです。



- 成年後見制度利用促進に向けての法律改正
- 生活困窮者自立支援法

成年後見制度利用促進に向けての法律改正

平成28年5月13日、成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「促進法」)、同年10月13日、成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(以下「円滑化法」)がそれぞれ施行されました。

●超高齢社会を迎えた日本

世界に先駆けて超高齢社会を迎えた日本において、成年後見制度を必要とする人は、今よりもさらに多くなることが予想されます。

判断能力が十分ではない高齢者、精神障がい者及び知的障がい者の方を社会全体で支えるためにも、促進法では市民の中からも後見人を育成するなどして担い手を増やし、人材を幅広く活用することを目指しています。また、円滑化法では成年後見人の権限を拡大し、後見事務処理の効率化を図ることで、成年後見制度がより利用しやすくなることが期待されます。

現在、成年後見制度の利用者は、着実に増加していますが、認知症の高齢者の数と比較すると、担い手は依然不足している状況です。

そのような状況の中、注目されているのが、市民後見人です。市民後見人とは、親族以外の第三者であり、なおかつ、司法書士や弁護士等の専門職でもない、一般市民の方が、社会貢献・ボランティアの一環として後見業務を行う成年後見人です。

促進法では、市民後見人の育成と支援のために必要なバックアップ体制を整える方向性が示されました。

●市民後見人について

市民後見人は、成年被後見人等が居住している地域に精通しており、専門職の後見人等と比較すると身近な存在として、成年被後見人が安心感や親しみやすさを抱きやすい傾向があります。しかしながら、一部の地域を除いては、市民後見人を育成するにあたっての研修制度や待遇が未整備であるという問題点も掲げられています。

これらを解消するためにも、研修の機会を増やし、地域の中で市民後見人を育成していく仕組みを作るだけでなく、報酬助成についても検討されていく予定です。

また、促進法では、今後の成年後見人等の増加に備えて、自治体や家庭裁判所、リーガルサポートなどの民間団体が相互に協力し、適切な役割分担のもと、制度利用者を適正に支援する体制を整えていくことも定められました。



●監督体制

メディアでも多数取り上げられる成年後見人等の不正行為について、監督機関である家庭裁判所に対しても責任のあり方が問われ、横領などを看過しないよう、より厳しいチェックを行うことが求められるようになっていきます。しかしながら、家庭裁判所では人員不足が否めず、監督機関を家庭裁判所のみに頼るのは現実的ではないといえるでしょう。

監督機能強化のため、家庭裁判所の人員補充するのはもちろんのこと、自治体や、リーガルサポートのような民間団体も、多くの人が安心して成年後見制度を利用することができるように協力しあうことが求められます。

●医療同意の問題

促進法第11条第3号では、「成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。」と定められました。

現段階において、施行により成年後見人等の医療行為の同意権が認められたわけではありません。しかし、促進法では成年後見人等へ同意権を与える方向で検討が行われる可能性もゼロではないといえるでしょう。

●円滑化法で新たに定められた制度

最後は、円滑化法で新たに定められた「成年後見人による郵便物の管理(民法第860条の2、860条の3)」、「成年被後見人の死亡後の成年後見人の権限(民法第873条の2)」についてです。

改正前は、同居の親族以外の成年後見人が、成年被後見人宛の郵便物を代理で受け取ったり、勝手に開封したりすることはできませんでしたが、家庭裁判所の許可があれば、一定の期間ではあるものの、それが可能となりました。これは、成年後見人が財産管理を行うに当たって、財産の見落とし等がないかを確認するためにも有効な手段となります。

また、成年被後見人の死亡後、相続人の意思に反することが明らかな場合を除き、成年後見人が一部の死後事務を引き続き行うことが可能となりました。

成年被後見人の死亡後、相続人が遺産分割協議を終了するなどして管理することができるようになるまで、成年後見人は、相続財産の保管や、相続財産に属する債務の弁済をすることができます。

そして、同じく死後事務として、家庭裁判所の許可を得れば、成年後見人が火葬・埋葬に関する契約を締結することができるようになりました。従来、実務では応急処分義務の一環として対処してきた火葬や埋葬に関して、法律上の裏付けができたことになります。

今回の法改正によって、どれだけの変化がもたらされるのかは未知数ではありますが、成年後見制度の利用者が増加することは確実ではあるので、それに沿った体制が整えられるよう、今後も動向を注視していく必要があるでしょう。

事例:最高裁判決

認知症を発症した高齢者の徘徊が引き起こした事故の監督責任を巡って争われた損害賠償請求事件について、平成28年3月1日、最高裁での判決が下されました。この事件は、認知症を発症した高齢者(以下「Aさん」)が線路に立ち入り、通過した列車とA

さんが衝突したことにより発生した損害について、①Aさんが負うべき賠償責任を相続した、もしくは②Aさんの家族には本事故のような事故が起きないようにAさんを監督すべき義務があったにも関わらずこれに違反したとして、鉄道会社がAさんの家族(相続人)らに対し、損害賠償請求の訴えを起こしたものです。結果だけを見れば、Aさんの家族(相続人)らに賠償責任はないと認められたものの、この最高裁の判決に至るまでの過程において、本事故は大きな不安要素を残すこととなりました。

本事故において、①Aさんが負うべき賠償責任を相続した、という鉄道会社の主張については、本事故発生当時、Aさんの認知症は相当進んでおり、既に責任を弁識する能力がないことが明らかであったため、そもそもAさんは賠償責任を負わず、したがって、Aさんの相続人らにも相続すべき賠償責任がないため、この主張自体、裁判上でも大きく取り上げられることはありませんでした。

一方で、鉄道会社の、②Aさんの家族には本事故のような事故が起きないようにAさんを監督すべき義務があったにも関わらずこれに違反した、という主張について、長らく裁判上で争われてきました。この根拠となる民法第714条には、「責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に与えた損害を賠償する責任を負う」と定められており、本事故においては、実際に介護を行っていたAさんの家族が監督義務を負う者(監督義務者等)に該当するか否かという点が一番のポイントとなりました。

加えて、民法第714条第1項但し書きには「監督義務者がその義務を怠らなかったとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときは、この限りでない」と定められており、仮に、Aさんの家族が監督義務者等と認められた場合に、果たしてAさんの行動を適切に監督していたかどうか、といった点についても深く言及されることとなりました。

名古屋地裁では、Aさんの妻(以下「Bさん」)は配偶者である以上、当然にAさんの監督義務者となり、且つ、本事故の発生についてAさんの見守りを怠った過失があったとし、また、Aさんの長男(以下「Cさん」)も介護体制を主導するなど、経済上の扶助を行っていたことをもって事実上の監督者と認定しました。地裁は、介護ヘルパーを依頼するなどの措置をとらなかったことを指摘し、介護体制は介護者が常に目を離さないことが前提となっていることから、BさんCさんのいずれも徘徊を防止する適切な措置を講じていなかったとして、過失の責任は免れないとの判断を下しました。

続く名古屋高裁では、地裁同様、Bさんに対する損害賠償責任を認めましたが、Cさんに対しては、あくまで経済上の扶助を行っていたに過ぎず、身上を監護すべき法的な義務までは負ってはいなかったとして、地裁で認めた損害賠償責任を否定しました。

更に、最高裁では、Cさんに対し、高裁と同様の判断がなされて責任を否定し、Bさんに対しては、そもそも配偶者や成年後見人であることだけを理由に監督義務者ということはできず、また、Bさん自身も要介護認定を受けるなど、現実的にAさんを監督可能な状況にあったとは言えないことから、BさんはAさんの監督義務者ではなかったとの判断を下しました。したがって、本事故では、結果的にBさん及びCさんに対するいずれの損害賠償責任も否定するに至りました。

この最高裁判決は、結論としては概ね妥当なものと評されています。しかしながら、本事故からは、配偶者や後見人であることだけをもって監督義務者等ということはできないものの、認知症患者との関わり方によっては、それも、密接に関われば関わるほど、「事実上の監督義務者」と認められ易く、他者に与えた損害の賠償責任を問われる可能性が高いと読み取ることができます。

となると、認知症患者のために良かれと思い、積極的に認知症患者の環境、介護体制の構築、実際の介護事務等を行ってきたことが、却って損害賠償等の責任を負うリスクを高めるとなれば、今後は関わりに消極的にならざるを得なくなります。引いては、本来、その意思を尊重されるべき認知症患者の行動が親族等により著しく制限されてしまうのではないかと懸念されます。

では、こういった状況下で認知症患者の意思を尊重し、親族又は後見人が安心、安全に介護を行っていくためにはどうすべきか、残念ながら現時点ではその方策は明確ではありません。少なくとも、認知症患者の環境、介護体制の構築、実際の介護事務を担ったことにより事実上の監督義務者等と認められることがあったとしても、認知症患者の意思を尊重し、また、各種医療サービス、福祉サービスなどを駆使し、その心身の状態及び生活に配慮した注意義務を以てその責任を果たしていれば免責されと考えられます。行政、社会にこれらの状況を受け入れる体制があれば、決して本事業をもって消極的に捉えるばかりではないように思います。

シンポジウム

「認知症800万人時代 認知症の人とその家族をどう守るか？」

平成28年7月10日、毎日新聞社、大阪司法書士会及び公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部の共催でシンポジウム「認知症800万人時代 認知症の人とその家族をどう守るか？」が開催されました。約300名の方が参加され、皆さん熱心に聞いておられました。

シンポジウムは、4部構成で、身元不明高齢者、認知症高齢者の自動車運転、認知症JR事故、成年後見制度等、重要なテーマについて、それぞれの専門家が登壇して話をされました。

第1部 対談

第1部は、大阪の路上で保護された身元不明の認知症男性(太郎さん)が、顔写真を新聞に掲載して情報を募った結果、ご家族と再会を果たすことができたという事件を題材として、その記事を書いた新聞記者と太郎さんの成年後見人となった司法書士との対談でした。司法書士は、太郎さんが家族と再会するまでに様々な困難に直面したこと、本人にとって何が幸せなのか悩みながら支援を行っていたことが対談で話されました。それと同時に、明るみになった諸制度の問題点などが解説されました。

第2部 基調講演

第2部は、認知症高齢者の自動車事故に関する講演でした。高齢運転者が激増しており、その高齢運転者の中には認知症の方も一定割合含まれています。認知症高齢者が自動車事故を起こす確率は、そうでない人の数倍にもなりますが、高齢者自身は、自身の運転が危険であると認識していない傾向があります。そのために事故を心配する家族との間で軋轢が生じることもあるようです。高齢者から車を取り上げるのが最終目的ではなく、車がなくても今までどおりの生活を送ることができるよう支援することが重要になってきます。

第3部 特別講演

第3部は、JR東海の認知症事故訴訟に関する最高裁判決について講演されました。この事件は、認知症の方が徘徊して線路内に侵入したことで発生した電車事故につき、JR東海側からその遺族が訴えられたものです。

判決では、認知症の方を支える家族や後見人が当然に監督義務者となることが否定され、大筋として妥当なものとして受け入れられています。他方で、一般論として、認知症の人が引き起こした事故について、誰にも損害賠償請求ができないことになります。被害者の救済をどうするかという大きな課題を残しており、今後は、社会的な救済の仕組みを作ることが不可欠になると考えられます。

第4部 トークセッション

第4部のトークセッションでは、認知症の方による加害行為に対する被害者救済の問題、成年後見制度利用促進法関連二法に絡めた成年後見制度のを中心意見交換がなされました。成年後見制度については、制度上の問題点が指摘された後、専門職後見人の「質」の問題もあることが取り上げられました。

司法書士後見人を養成し、指導・監督をしているリーガルサポートでは、今後も成年後見制度を活用して認知症の方を支援していきます。

生活困窮者自立支援法

「生活困窮者自立支援法」という法律が平成25年12月6日に成立し、平成27年4月1日から施行されています。

経済的に困窮している人(生活困窮者)の最後のセーフティネットとして生活保護制度がありますが、この法律は、生活保護の受給に至る前に生活困窮者の自立を支援する「第2のセーフティネット」を充実化するためのものです。従前は各自治体が独自で行ってきたような事業が全国的に行われるようになり、また、各分野でバラバラに行われてきた支援が、包括的に実施されるように整備されました。また、支援を必要とする人に対し、より早期に支援する仕組みができたといえます。

この法律では、具体的には次のような事業が定められています。

- ① 生活困窮者自立相談支援事業
- ② 生活困窮者住居確保給付金の支給
- ③ 生活困窮者就労準備支援事業
- ④ 生活困窮者一時生活支援事業
- ⑤ 生活困窮者家計相談支援事業
- ⑥ 生活困窮世帯の子どもの学習支援事業

その他、包括的な規定として「生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業」が定められており、これらの事業を、国や都道府県、市区町村がそれぞれ分担して実施することになっています。

このように、この法律では経済的困窮に対する様々な支援のメニューが用意されており、生活困窮者が抱える様々な問題を分析し、本人の状況に応じて関係機関と連携しながら包括的な支援を実施していくことになります。問題の背景に、高齢や障がい等があることも少なくありませんが、その場合は成年後見制度の利用につなげることも想定されます。

まだ始まったばかりの制度ですので、今後様々な課題も見えてくると考えられます。法律施行から1年が経過した平成28年6月に生活困窮者自立支援法に関するシンポジウムが開催されましたので、その参加報告をご紹介します。

生活困窮者自立支援シンポジウム ～制度の現状と活かし方、よりよい支援を目指して～ 参加報告

6月25日(土)、大阪市内で、「生活困窮者自立支援シンポジウム～制度の現状と活かし方、よりよい支援を目指して～」が開催されました。このシンポジウムは、リーガルサポート大阪支部が大阪司法書士会と共催し、大阪府、大阪市、堺市、大阪府社会福祉協議会、大阪市社会福祉協議会、堺市社会福祉協議会が後援したものです。

当日は、司法書士48名のほか、日々生活困窮者の自立を支援するために努力されている自治体の職員や福祉事業者など89名が参加しました。

シンポジウムは4部構成で行われました。

第1部

まず、第1部として「生活困窮者自立支援法について～制度、趣旨、成果と課題～」というテーマで、大阪市立大学大学院岩間伸之教授による基調講演が行われました。支援の入口を広げるだけでなく、出口が広がらなければならず、相談支援の解決とは、地域における新しい「つながり」(社会参加)を構築することだということでした。そして、制度に人を合わせるのではなく、人に制度を合わせるようにすべきだとまとめてくださいました。

第2部

第2部は「生活困窮者自立支援 現場からの報告」と題して、豊中市社会福祉協議会勝部麗子コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による報告がなされました。勝部CSWは、NHKドラマ「サイレントブア」のモデルとなり、またNHKドキュメンタリー「プロフェッショナル仕事の流儀」にも出演されました。主に豊中市での取組みについて報告があり、第1部と連動して「解決力のない発見力は支援者が疲弊するだけ」という発言が印象に残りました。つまり、支援が必要な人を発見する(入口)だけで、具体的に解決する力(出口)がなければ、見て見ぬ振りをするようになってしまう、とのことでした。

第3部

次いで第3部では、大阪司法書士会佐田康典副会長をコーディネーターとして、岩間教授、勝部CSWのほか、生活困窮者自立支援全国ネットワーク西岡正次理事、大阪司法書士会堀泰夫会員によるパネルディスカッションが行われました。

まず西岡理事から、「生活困窮者自立支援制度の可能性と課題～自治体・地域の就労支援政策から考える～」というテーマで就労支援に関する報告がなされましたが、就労支援のための制度と財源が用意されたが利用が少ない、との報告に驚きました。

その理由は、就職すること(入口)と地域の中で生活を続けること(出口)とを分けて考えているから

で、それらを一体のものとして考える姿勢が必要であるとのことでした。

堀会員は、事務所で待っていても相談は来ないから、なるべく外に出ていくようにしているとのこと、支援を必要とする本人との信頼関係を築くいくつかのノウハウが紹介されました。また、すぐに解決のためのスタートをきることができなくても、その場で相談を断らないようにしているということでした。

勝部CSWからは、本人が福祉サービスを拒否するのは、サービスを拒否しているのではなく、そのサービスを持ってきた人を拒否しているのだと指摘がありました。そして、自己決定を伴うことなく押し付けた解決策は、本人の不満の元になるだけだとのことでした。

岩間教授からも同様に、専門家はすぐに目途を立ててしまいが、それを本人に押し付けないことが重要で、たとえば多重債務問題であれば、どうして多重債務を抱えることになったのか、というところまで掘り下げるべきだとの意見をおっしゃいました。

西岡理事からは、就労支援の場において、企業にソーシャルマインドを持ってほしいと訴え、単に求人を出すだけでなく、働く現場における就労支援をすることで新たな人材の発掘につながるという意識を持ってほしいとのことでした。

パネルディスカッションの最後に、個別の事例でつながっているだけではなく、地域の中でつながっていくことが行政の役割であるとする岩間教授の発言を受けて、佐田副会長は、司法書士も行政と連携して生活困窮者の自立を支援できるようにしていきたいと述べました。

第4部

その後の第4部では、地域ごとに分けられたテーブルにおいて、参加者による名刺交換会が行われました。名刺を手渡ししながら、ちょっとした相談に応じたり、シンポジウムの感想を述べ合ったりしました。

ご本人の財産をより安全に

成年後見制度利用促進法が制定され、同法に基づき内閣府に成年後見制度利用促進委員会が設置されるなど、制度を抜本的に見直す議論が進められています。今後、成年後見に関する法律や実務が大きく変わる可能性もありますので、今後の議論の推移を注視していく必要があるでしょう。

成年後見制度、高齢者・障がい者の財産管理などについて、司法書士が無料で電話または面接でご相談に応じています。何でもお気軽にご相談ください。

電話番号 ☎ **06-4790-5656**

電話相談

日時 土・日曜日、祝日を除く **毎日** 午後1時～午後4時（予約不要）

予約不要

日時 **毎週木曜日**（但し、祝日は除く）

午後1時～午後4時
（受付時間：午後3時30分まで）

場所 **大阪司法書士会館**

大阪市中央区和泉町1丁目1番6号
☎ 06-6941-5351

●地下鉄谷町四丁目駅
⑧号出口から谷町筋を南へ徒歩5分



面接相談

完全予約制

日時 **毎週火曜日**（但し、祝日は除く）

午後1時30分～午後4時30分
（受付時間：午後3時40分まで）

予約電話番号 ☎ 06-6943-6099
お問い合わせは
平日午前10時から午後4時まで

場所 **司法書士総合相談センター堺**

堺市堺区中瓦町2丁3番29号瓦町ウエノビル4階
●南海高野線「堺東」駅西出口から徒歩5分



苦情受付
センター

万一、担当会員が後見業務について不適切な業務等を行っている場合は、苦情受付センターまでご連絡ください。
電話受付の上、月1回面談にて苦情を受け付けております。

予約電話

☎ **06-4790-5643**

リーガルサポート
おおさか

〒540-0019 大阪市中央区和泉町1丁目1番6号 大阪司法書士会館内
電話：06-4790-5643 FAX：06-6941-7767

ホームページ

リーガルサポートおおさか
（公社）成年後見センター・リーガルサポート

<http://www.legal-support-osaka.jp/>
<http://www.legal-support.or.jp/>